

第3回 宇治市農業委員会議事録

下記議案審議のため、令和2年9月7日(月)午後1時30分より、第3回宇治市農業委員会定例総会を宇治市役所8階大会議室において開催した。

記

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について

第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第1号報告 農地法第4条の規定による届出の受理について

(出席委員)

1番 北浦 莊平	2番 多田 岳史	3番 徳田 明子	4番 中林 和夫
5番 山崎 省吾	6番 井内 英樹	7番 多羅尾 英樹	8番 中西 秀友
9番 辻 四一郎	10番 吉田 利一	11番 今村 正喜	12番 小島 佳剛
13番 水主 哲寛	14番 山本 晃一郎		

(欠席委員)

(農地利用最適化推進委員)

村田 昇造 江口 淳司 水谷 修 北村 嘉朗

(事務局)

土肥 局長 奥田 次長 清水(囑託) 村田(囑託) 岸本(囑託)

	(午後 1 時 3 0 分 開会)
局 長	<p>定例総会の開会に先立ちまして、事務局から報告いたします。</p> <p>本日の定例総会は委員定数 1 4 名の内、出席委員 1 4 名、欠席委員 0 名であり、「農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項」の規定により定足数を満たしていますので、成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、議事進行につきまして、吉田会長、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、ただ今から、第 3 回宇治市農業委員会定例総会を開会いたします。本日の議事録署名委員は、山崎委員、井内委員のお二人にお願いいたします。現地調査委員につきましては、徳田委員、小島委員です。</p> <p>ご苦労様でした。後ほど現地調査の報告をお願いいたします。</p> <p>はじめに、「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局より、説明願います。</p>
局 長	<p>それでは、「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」をご説明申し上げます。</p> <p>番号 1 につきましては、譲渡人は営農継続が困難になったため、譲受人は営農規模拡大のため、所有権を移転するものです。</p> <p>本件につきましては、譲受人の世帯が所有する農地は全て適正に管理し、農機具・機材等も所有されており、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、徳田委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
徳田委員	<p>報告します。去る 8 月 2 5 日、事務局の案内で小島委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号 1 の槇島町 の利用状況ですが、現況は田で、きれいに管理されていました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。ただ今の第 1 号議案につ</p>

	<p>きまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
議長	<p>ただ今の異議なしをもって「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>次に、「第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局より、説明願います。</p>
局長	<p>それでは、「第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」をご説明申し上げます。</p> <p>番号1につきましては、機構集積でない利用権設定に関するもので、賃貸借により10年間の設定を行うものです。</p> <p>本件につきましては、農用地利用集積計画の内容が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから、農用地利用集積計画は承認できるものと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>続きまして、小島委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
小島委員	<p>報告します。去る8月25日、事務局の案内で徳田委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号1の小倉町 及び の利用状況ですが、現況は不作付地で、高さ1mほどの雑草が一面に茂っており、黄色の花が満開の状態でした。</p> <p>伊勢田町 及び の利用状況につきましては、現況は田で、水稻が作付されておりました。しかし管理が不十分で、稲の間から高さ70cmほどの雑草が茂っており、当然稲の生育も悪い状態でした。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。ただ今の第2号議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p>
山本委員	<p>これから借受法人が作付されるのはおそらくネギかと思いますが、借り受けた</p>

	<p>際の営農計画はどうなっていますか。</p>
局長	<p>営農計画では、10月からネギを作付すると記載されています。</p>
議長	<p>10月からということは、地図番号3及び4については、もう米は収穫されないんですか。</p>
局長	<p>現在水稻が作付されておりますが、調査報告のとおり作付した後はおそらく放っておいたような状態です。次は営農計画のとおりネギを作付されるかと思われます。</p>
小島委員	<p>生育が悪いので、稲刈りはできないんじゃないかと思います。</p>
議長	<p>収穫の時期はこれからなので、まだ成長する可能性はあります。ですが、雑草だらけとのことなので収穫は難しいかもしれませんね。</p>
社会長職務代理者	<p>ネギのほうが米より収益は大きいと思います。</p>
議長	<p>地図番号1及び2についても、雑草だらけの状態なんですか。</p>
局長	<p>先ほど調査報告で仰っていただいたように、当該地の雑草は高さ1mくらいの状態です。調査後にもう少し適正に管理していただけないかと連絡を取り、去る9月2日に再度現地を確認したところ、農地全体ではありませんが半分ほどの割合で主に周囲を草刈りされた状態でした。</p>
北浦委員	<p>ちゃんと管理してもらえるので、借りてもらったほうが現状のままより良いと思います。</p>
議長	<p>借受法人は確実にネギを作付される方だと思います。 他にご意見等はございませんか。</p>
	<p>異議なしの声</p>
議長	<p>ただ今の異議なしをもって「第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p>

	<p>続きまして、専決処分の報告について、事務局から報告願います。</p>
局長	<p>それでは、「第1号報告 農地法第4条の規定による届出の受理について」2件をご説明申し上げます。</p> <p>番号1につきましては、平成15年頃、農地法に基づく転用届を知らずに駐車場用地として整備したため、顛末書が提出されております。</p> <p>番号2につきましては、昭和40年頃、先代が農地法に基づく転用届を知らずに住宅を建築したため、顛末書が提出されております。</p> <p>以上2件につきましては、農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、適正と判断し、農地法施行令第3条第2項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局から報告のあった件について、何かご質問はありませんか。</p>
水谷推進委員	<p>本件に関しては良いですが、我々が調査に行く前に確実に農地性のないところは農地台帳と航空写真でチェックできます。事後の届出が毎回のように出てきますが、一度整理できないんですか。</p>
局長	<p>こういった手法を取るかというところですが、現状は所有者さんが、当該地が農地だと分かった時点で届出されます。現況を調査して一気に整理するのもひとつの手かとは思いますが。</p>
中林委員	<p>現況が既に農地性のないところも、推進委員の人数に対する農地面積に含まれるんですか。例えば畑が届出なく転用された場合も、その土地は畑として数字に含まれているんですか。</p>
局長	<p>推進委員の人数に対する農地面積については、現況の地目がどうなっているかによって含まれるかどうか判断します。その土地について既に農地性がないと気付かずに現況地目を畑で登録していれば、畑として農地面積にカウントされます。</p>
議長	<p>1件1件を確認していくなんてやってられないと思います。届出が出てきて初めて分かるんじゃないのでしょうか。水谷委員が仰っているのは、台帳と航空写真で確認できたら現地は見に行かなくても良いということですか。</p>

水谷推進委員	明らかに農地と違うところについては、指導するなりできたらと思っただけの発言でした。中林委員からの質問であったように、現況の農地性がない土地が農地面積の統計から外れて数字が大分減ってしまうなら別ですが、市街化区域についてはそこまで影響するほどの規模はないかと思えます。転用して何十年と経ったものを農地に戻せということではありません。
中林委員	事後の届出でこの土地は農地だったのかと驚くこともあります。昔から全く農地性のない状態のところもあります。
中西委員	そういった確認作業は、年に一度やっても現状に追いつかないのではないのでしょうか。何度もこまめに見回らないことには、その手法では徹底できないと思います。一斉に全員で確認して整理したとして、その後5年、10年と放っておいたらまた同じことになります。
社会長職務代理者	農地台帳に載っていても課税は現況に合わせて変わるので、本人は課税の地目だけを見ていて、農地台帳に登録されていると思っていないケースが多いと思います。
小島委員	調整区域は別ですが、きちんと顛末書も出してくださっていますので、市街化区域内については事後の届出も仕方がないのではないのでしょうか。
水谷推進委員	農林茶業課は茶園が幾らあるかといった数字を出しており、農業委員会は台帳の面積で出しているの、数字にも違いが出てきます。実情が分かりません。
議 長	現況で課税しているわけですので、本来は資産税課から農地なのにこの利用方法はおかしいじゃないかと言ってくれたら良いと思います。
水谷推進委員	資産税課が言ってくれたら一番正確かとは思いますが。
中西委員	庁内同士の話ではおそらくまとまりません。本人から農業委員会に連絡して来られたら伝えられると思います。
議 長	この件については農地部会で検討しては如何でしょうか。今後の課題ということで、まずは部会で話を進めていただければと思います。
山本委員	農林茶業課の把握している農地面積は、農業委員会の台帳とそんなに差異があ

	るんですか。
水谷推進委員	かなり違うと思います。
山本委員	そこまで実測で差はない気がしますが、それは水谷委員が調べた内容ですか。
水谷推進委員	以前に調べた内容です。
山本委員	農林茶業課は農林茶業課で何かを基準にして積み上げて数字を出しており、農業委員会は台帳をもとに数字を出している状態ですね。現実には少し違うということとはやはりあると思います。農林業センサスはあてにはならないとは思いますが。
議 長	水谷委員はどうすべきだと思われるんですか。
水谷推進委員	市街化区域内でうっかり転用されることは仕方ないとは思いますが、早めに見つかったら手を打てるかもしれません。
中林委員	現地調査して、そういった土地を見つけたら課題にしていけば良いのではないのでしょうか。
議 長	航空写真と照らし合わせるんですか。
水谷推進委員	資産税課は航空写真をもとに課税していると思います。
議 長	例えば課税台帳とこちらの農地台帳と見比べて、現況地目が違うところについてチェックしたりできるかもしれません。この件については今後の課題ということで、他にご意見等はございませんか。
	なしの声
議 長	ないようですので、以上をもちまして本日の議案審議及び報告案件は終了いたします。どうもご苦労様でした。

(午後1時55分審議終了)

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____